

**まちなかウォークブル社会実験  
ストリートチャレンジ 2023**

**【ミライアクション 3 days】**

**(11月3・4・5日)**

**プログラム実施要項**



## 目 次

1. 社会実験の目的 .....	1
2. 社会実験の概要 .....	2
(1) 実施期間 .....	2
(2) 実施場所と時間 .....	2
3. プログラム実施にあたって .....	3
(1) 参加にあたっての基本的事項 .....	3
(2) 適用範囲 .....	3
(3) 社会実験参加までの手続き及び提出書類について .....	4
(4) 採択後のキャンセルについて .....	4
4. プログラム実施までの手続きについて .....	5
(1) 実施計画の調整及び提出 .....	5
(2) 各種許認可手続き .....	8
(3) 広報活動への協力 .....	10
(4) 賠償責任保険等への加入 .....	12
5. 実施当日の運営について .....	12
(1) 基本事項 .....	12
(2) 搬入・搬出 .....	13
(3) イベント実施・運営時 .....	14
(4) 什器・貸出品 .....	14
(5) 電気 .....	14
(6) 排水 .....	14
(7) トイレ .....	15
(8) 喫煙 .....	15
(9) ごみ .....	15
(10) 火気の使用（調理を含む） .....	15
6. 飲食物に関する出店 .....	16

(1) 許可申請及び準備物 .....	16
(2) 注意点 .....	16
7. 緊急対応.....	18
(1) けが人・急病人発生時.....	18
(2) 悪天候、自然災害の対応.....	18
(3) 盗難発生時の対応 .....	18
(4) 拾得物の対応.....	19
(5) 問い合わせ対応.....	19
(6) 社会実験中の緊急連絡体制.....	19
8. 事務局への協力や報告、今後の展開について.....	20
(1) 事務局への協力や報告.....	20
(2) 今後の展開.....	21

## 1. 社会実験の目的

### 社会実験の目的

一宮駅周辺のまちなかでは、居心地が良く歩きたくなる空間とする取り組みを、民間と行政が連携して進めています。その一環であるこの社会実験は、一宮駅周辺にある道路、駅前広場、公園などのまちなか空間を活用して、ゆったりとくつろいだり、様々な活動を行ったりする場所に活用していくことを実際に試してみる社会実験です。それによって以下の効果を期待しています。

#### ①まちなかのポテンシャルの再発見

古くから地域の玄関口として栄えてきた歴史と立地を活かし、本来の「市(いち)」のように新しいモノやコト、人に出会う場となるポテンシャルを再発見できる効果

#### ②一宮市内の豊富な魅力と活動との連携

新しいビジネスや活動や様々なチャレンジが行える環境を整えて、市内外の様々な人や活動が”まちなか”に関わることで、賑わいと魅力を増やしていける効果

#### ③滞在性の向上が人通りを生む

人々が立ち寄りたり休んだり、のんびりできる居心地の良い環境を”まちなか”にもっと増やして、人々の滞在時間を増やして、まちなかの人通りを生みだしていける効果



これまでの社会実験から生まれた 新しいまちなかのイメージ

今回の社会実験でも、一宮のまちなかの可能性と多様性を感じる「新しいまちなかの風景」を創造する取組みを期待しています。

## 2. 【ミライアクション3 DAYS】の概要

### (1) 実施期間

ミライアクション3 days：(3日間)

令和5年11月3日(金・祝)、4日(土)、5日(日)

ミライアクション365days：令和6年3月31日までの期間で随時

### (2) 実施場所と時間

ミライアクション3days (令和5年11月3日・4日・5日)

- ①銀座通り(車道)：10時～16時  
[車両通行止] 9時～18時
- ②銀座通り(歩道)：10時～16時
- ③本町通り：10時～16時(一部19時まで)  
[車両通行止] 9時～20時
- ④公園や広場など：10時～16時  
(葵公園、夢織り広場、宮前三八市広場)

ミライアクション365days

- ①銀座通り(歩道)：8時～20時
- ②本町通り：11時～20時 [車両通行止]
- ③公園や広場など：10時～20時  
(葵公園、夢織り広場、宮前三八市広場)



・対象エリアと対象時間については原則的なものであり、個別での相談は可能です。

### 3. プログラム実施にあたって

#### (1) 実施にあたっての基本的事項

本社会実験への実施にあたっては、前章に示した本事業の趣旨に賛同するとともに、公共性・公益性を重視する姿勢をもって、中心市街地や一宮市全体の賑わい創出に向け、取り組んでください。

また、本社会実験には、地域の様々な関係者の調整や信用関係に基づき実現しているものであり、本社会実験の結果は今後のまちづくりの方向性に大きく影響するものです。本要領に記載している決まりやルールはもちろんのこと、公益的な視点からマナーを守り、関係者と協力しながら取り組みを実施してください。

なお、本実施要項と合わせて、まちなかウォークアブル社会実験 2023 社会実験募集要項（特に P8 以降）をご確認いただき、内容を遵守いただきますようお願いいたします。

別添資料の「実施計画」、「露店等開設届出書」、「同意誓約書」のほか事務局から依頼する必要書類についても速やかにご提出をお願いします。

#### (2) 適用範囲

本要項は、社会実験を実施するすべての方（出店者、従事者含む）に適用されます。複数の出店等を伴うエリア出展の代表者は、プログラムごとに、手引きの作成や配布、個別出店者・従事者への説明など、個々の実施者にこれら注意事項を十分に周知し、違反がないように運営してください。

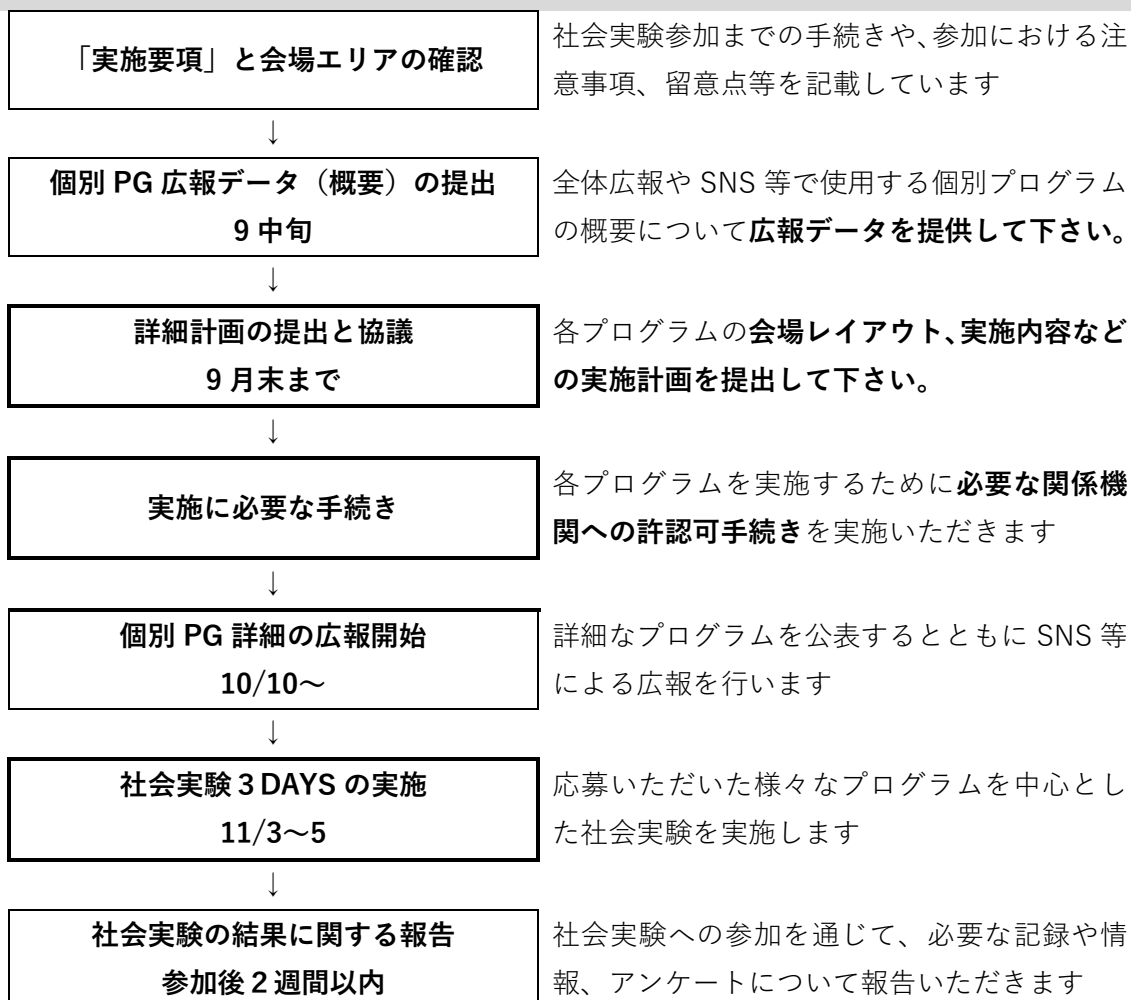
#### 【用語の定義】

**実施者**…社会実験に応募し、様々なプログラムを実施する皆さま

**個別出店者**…実施者のもとで出店する事業者等

**来場者**…社会実験当日に来場し、楽しんでいただく一般市民の皆さま

### (3) 社会実験実施までの手続き及び提出書類について



### (4) 採択後のキャンセルについて

キャンセルは、全体計画に影響しますのでお控えください。また、やむを得ない事情によりキャンセルや実施内容の変更、一部の内容の取りやめなどが生じる場合には、速やかに事務局までご連絡ください。



## 4. プログラム実施までの手続きについて

### (1) 実施計画の調整及び提出

社会実験各プログラムの代表者には、参加通知に記載された日時や場所及び本要項をもとに、実施計画の作成と提出を頂きます。(別添資料1に記入)

実施計画の作成にあたっては、事務局との協議や調整を行っていただきます。プログラムを実施するために必要な関係機関への許可や届け出、利用希望設備の確認、地元を含む関係者との調整事項を整理し、当日実現可能なプログラムや、実施にあたっての条件などを確定します。

#### ①実施者の概要

- ・団体名、代表者、担当者及び連絡先を記載してください。

#### ②実施内容

- ・実施する内容を記載してください
- ・プログラムによって、関係機関への許可や届け出が必要な場合がありますので、飲食や火気使用(調理含む)など、実施するすべての内容や提供品目を記載してください。また、複数の出店からなるプログラムでは出店数も合わせて記載してください
- ・緊急時に連絡を取れる実施責任者や現地の担当者について記載してください
- ・その他、キャッシュレス決済や事前予約などの導入に関する取り組みについて記載してください

#### ③個別出店者の一覧

- ・複数の出店からなるプログラムでは、出店者名、代表者や連絡先など、出店者の詳細について記載してください

#### ④使用設備

- ・持ち込みを行う設備(テントや工作物、発電機や照明など)、事務局や現場で利用を希望する設備や仕様について、詳細に記載してください
- ・事務局からテント、机、イス等の備品の貸出は行っていませんので各自でご用意下さい
- ・事務局や現地設備の利用についてはご希望に添えないこともありますので、その際は実施者にて設備または代替品のご準備をお願いいたします

## ■銀座通り歩道上の什器の紹介

以下の什器が銀座通りの歩道上に置かれ、普段は来街者の休憩施設として利用されています。これら付近で、店舗、展示、ワークショップを行うことで、参加者の休憩場所等に利用することもできますので、事前にご相談ください。

### ① 路上建築

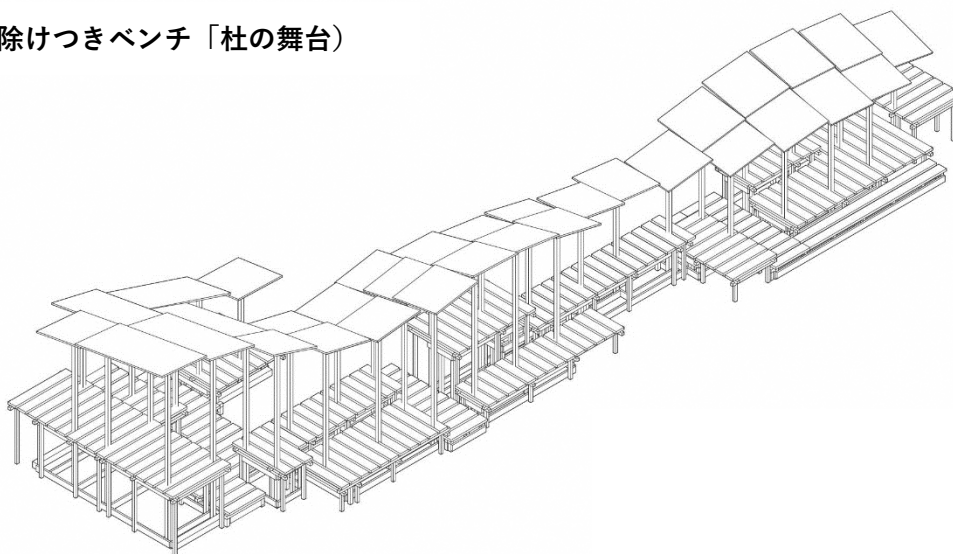


### ② ベンチ



ベンチは場合によっては移動が可能ですので、移動を希望する場合は事前に事務局にご相談ください。

### ③日除けつきベンチ「杜の舞台」



■銀座通りの電源設備と容量

①20A まで：27-3-L、27-3-N

②30A まで：27-3-D、27-3-A、27-3-C、27-3-B、27-3-E、27-3-F

・電源を使用する場合は、使用前・使用後のメーター値を確認し、報告してください。



■本町通り、葵公園、宮前三八市広場の電源設備

利用を希望する場合は、事前に事務局へご相談下さい。

⑤タイムスケジュールおよび搬出入

【基本のイベント開催時間帯】 各日とも 午前 10 時～16 時

(本町通り・葵公園等では個別相談が可能)

【銀座通りの搬入出について】

9:00 まで	9:00 前に車両による搬入を済ませて、9:00 までに車両の退出をお願いします。 ※荷物を歩道等に仮置きし、車道には置かないで下さい。 ※キッチンカー等の会場配置車両（事前申請車両に限る）は、所定の位置に停車しエンジンを停止します。
9:00～10:00	9:00～10:00 に会場設営やプログラムの設営を行います。この時間に車両の乗

	り入れや移動はできません。
10:00～16:00	各プログラム共通のイベント開催時間帯です。車両は原則移動できません。 ※ステージなど開催時間帯が変更となるプログラムはその旨申請ください。
16:00～17:30	片付け撤収をお願いします。この時間帯はまだ搬出車両の乗り入れはできません。搬出方法は2つあり、搬送車両を周辺の駐車場に停めて、台車で運びだす方法または、荷物を歩道等に一旦仮置きして、車両通行止め解除になってから搬出車両を横付けして積み込む方法です。いずれも、17:30までに車道上の荷物を全て移動ください。
17:30～18:00	17:30以降に、車道上から全ての人と荷物がなくなったことを確認してから、車両通行止めを解除します。必ず18:00までに歩道・車道上から全ての人と荷物を移動して下さい。

### 【本町通りの搬入出について】

9:00 まで	9:00 前に車両による搬入を済ませて、9:00 までに車両の退出をお願いします。 ※荷物を歩道等に仮置きし、車道には置かないで下さい。 ※キッチンカー等の会場配置車両（事前申請車両に限る）は、所定の位置に停車しエンジンを停止します。
9:00～10:00	9:00～10:00 に会場設営やプログラムの設営を行います。この時間に車両の乗り入れや移動はできません。
10:00～16:00	各プログラム共通のイベント開催時間帯です。車両は原則移動できません。 ※ステージなど開催時間帯が変更となるプログラムはその旨申請ください。
<b>16:00 に終了の場合</b>	16:00 終了後に速やかに片付け撤収をお願いします。本町通りは 20:00 まで車両は通行できません。搬送車両を周辺の駐車場に停めて、台車で運びだしてください。
<b>19:00 に終了の場合</b>	19:00 終了後に速やかに片付け撤収をお願いします。荷物をまとめて歩道等に一旦仮置きして、20:00 車両通行止め解除になってから搬出車両を横付けして積み込みます。必ず 20:00 までに車道上から全ての人と荷物を移動して下さい。

### 【広場や公園の搬入出について】

場所によって条件が異なるため、個別に相談してください。

## ⑥配置図・レイアウト

- ・それぞれ出展するエリアの会場配置を詳しく記載して提出ください。(配置図参照)
- ・各出店ブースやテント等1つ1つの位置が必ずわかるように記載ください。また、テーブルやイスなどを含め、全て記載してください。
- ・大型の什器や工作物、特殊な工作物等については、その形状が分かるように図面やイメージ図、スケッチ、写真などを提出してください。
- ・キッチンカーでの出店の場合、キッチンカーの幅、高さ、重量などが分かる資料(車検証でも可)を提出してください。
- ・道路上は一般の方も通行しています。参加者や実施者と交錯しないよう歩道であっても通行できる幅を2.0m以上確保してください。
- ・車道上を利用される場合、救急車や消防車などの緊急自動車は速やかに通行できる幅2.5m以上を確保してください。特に、車道上のキッチンカーやテント等の配置の際にご注意ください。
- ・銀座通りの歩道を利用する場合、一部区域で地元関係車両が通行する場合があります。具体的な区域は事務局が指定しますので、その区域には支障となる物件(テントや什器等)を置かないようにしてください。

## (2) 各種許認可などの手続き

道路や公園、広場などの各種活動には、活動に応じて様々な許認可手続きが必要です。実施計画の提出及び事務局との協議に基づき、各プログラムの代表者による手続き、または事務局とで事前に許認可のための準備等の対応が必要です。

下記に代表的な実施内容と必要な手続きについて記載します。

それぞれの手続きについて、次の表の通り取り扱いますので、実施者自身で手続きが必要な内容については、実施者自身で実施前に所定の手続きを行ったうえで、その証明の写しを必ず事務局にご提出ください。

なお、複数の出店からなる取り組みについては、各プログラムの代表者が責任持って、それぞれの手続きを実施し、とりまとめた後、実施前までに必ず事務局に報告してください。

また、本社会実験は公共性・公益性を重視する姿勢をもって、中心市街地や一宮市全体の賑わい創出に向けた事業であるため、利用料や出店料は不要です。

ただし、各種条件が守られない場合、当日であっても実施を中止いただく可能性がありますので予めご了承ください。

(代表的な手続き)

実施内容の例	道路占用許可(市道水路管理課)	道路使用許可(愛知県警一宮警察署)	公園占用・使用許可(市公園緑地課)	消防への届け出(市消防署)	食品営業許可等(市保健所)	第1種動物取扱業の登録(動物愛護センター尾張支所)	事前協議(沿道関係者)
道路上での各種活動	✓	✓					
公園での各種活動			✓				
食品の取扱い					✓		
火気の手扱い(調理含む)				✓			✓
乗り物の試乗走行等		✓					
音など住民に配慮すべきこと等							✓
動物を扱う生業						✓	

①道路占用許可、道路使用許可、公園占用許可、使用許可

- ・道路占用許可、道路使用許可、公園占用許可、使用許可の手続きはご提出いただいた実施計画を基に事務局で対応いたします。
- ・許可に際しては、追加の情報提供依頼や実施条件が付されることもありますので、速やかなご対応をお願いします。
- ・場合によっては、実施者での申請となる場合もありますので、速やかなご対応をお願いします。

②消防への届出

- ・消防への届け出は、ご提出いただいた実施計画を基に事務局で対応いたします。
- ・火気を扱うなど、該当するプログラムについては、露店等開設届出書(別添資料2)に必

要事項を記入し、事務局に提出してください。

- ・複数の出店等による実施者は、必ず火気を扱うすべての出店者に露店開設にあたっての遵守事項（別添資料2）を通知するとともに、自主点検票を配布してください。

### ③保健所の許可

- ・保健所の許可に関する事務作業等は事務局で対応できません。
- ・各プログラムにおいて食品（キッチンカー、出店及び販売）を扱う場合、実施者自身で保健所から販売内容・販売形態に適した営業許可を取る必要があります。（許可手続きについては、保健所にお問い合わせください。）
- ・複数の出店等を行う実施者は、必ずすべての出店者から出店に必要な許可を受けているかを確認するとともに、それら許可証の写しをとりまとめ、指定した期日までに事務局に提出してください。
- ・当日は、許可書（全ての出店者分）は各自備え付けて活動してください。
- ・上記が守られない場合、当日であっても出店を中止いただく可能性があります。

### ④第1種動物取扱業の登録

- ・業として、動物の展示（動物を見せる、ふれあう）等の動物を扱う活動は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第一動物取扱業の登録を受ける必要がありますので、事前に当該登録を受けた上で活動してください。
- ・複数の出店等を行う実施者は、必ずすべての出店者から出店に必要な登録を受けているかを確認するとともに、それら書類の写しをとりまとめ、指定した期日までに事務局に提出してください。
- ・当日は、当該書類（全ての出店者分）は各自備え付けて活動してください。
- ・上記が守られない場合、当日であっても出店を中止いただく可能性があります。

### ⑤地元への事前協議

- ・大きな音や臭いなど近隣への影響が心配される場合は、事務局へ相談のうえ、地元への事前協議や沿道への告知などを実施者で行ってください。
- ・音出しや機材を持ち込んでのアクティビティ等、周辺への配慮が必要となる取り組みについては、事前に沿道関係者への説明や報告を行ってください。
- ・許可に際しては、追加の情報提供依頼や実施条件が付されることもありますので、速やかなご対応をお願いします。

### ⑥その他

- ・実施内容によっては、上記によらず関係機関協議や制約が生じる場合があります。
- ・実施計画の協議時に追加の情報提供依頼や実施条件が付されることもありますのでご協力をお願いします。

### (3) 広報活動への協力

#### ①協力のお願い

- ・利用者が SNS 等で活動の広報や PR を投稿する場合は、今後事務局が準備するハッシュタグやメンションを積極的に活用した投稿にご協力ください。
- ・利用者には VI も提供しますので積極的にご活用ください。
- ・事務局にて Instagram、市ウェブサイト・SNS、記者発表などにより情報発信をします。
- ・Instagram では、適宜、利用者情報を発信していく予定です。利用の状況や提供物のイメージが分かる画像等の提供を依頼しますので、発信にご協力ください。
- ・Instagram のフォローなど積極的な連携にご協力ください。

#### ②遵守事項について

SNS の広報協力に対して、以下のような行為はご遠慮ください。利用者の行為が以下のいずれかに該当する場合は、投稿の削除依頼、その他の必要な措置をとる場合があります。

- (1) 事務局や市（以下「事務局等」という。）、他利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある行為
- (3) 他者になりすます等虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介等を含みます。）
- (5) 著作権、商標権等の知的財産権や、肖像権等を侵害する行為
- (6) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号・メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏洩する等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラム等を投稿又は送信する行為
- (8) 事務局等、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (9) 各 SNS を管理運営する会社が定める利用規約に反する行為
- (10) その他、事務局等が不相当と判断する行為

#### ③免責事項について

- (1) 事務局等は、社会実験に関するページにおける情報の正確性、完全性には細心の注意を払っていますが、それを保証する義務を負いません。



- (2) 事務局等は、利用者が社会実験に関するページを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。
- (3) 事務局等は、利用者が投稿した内容（コメント・写真・動画等）について一切の責任を負いません。
- (4) 事務局等は、本ページに関連して、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は事務局等に対して、投稿プログラムを、日本国内外において無償で非独占的に使用（加工、抜粋、複製、公開、翻訳等を含む）する権利を許諾したものと、かつ、事務局等に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (6) 社会実験に関する SNS は、各 SNS を管理運営する会社のシステムによって運用されており、各 SNS を管理運営する会社のシステム運用状況、各 SNS を管理運営する会社サイト、各 SNS を管理運営する会社ならびに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法、技術的なご質問等に関しては、一切お答えすることができません。
- (7) 事務局等は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。

#### ④知的財産権について

- ・掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する商標権等の知的財産権は、事務局等又は原権利者に帰属します。

#### ⑤ 準拠法及び裁判管轄

- ・本規約は日本法に準拠します。利用者と事務局等の間で紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **（４）賠償責任保険等への加入**

万一の事故や過失に備えて、傷害保険、賠償責任保険等への加入をお願いします。

## **5. 参加当日の運営について**

### **（１）基本事項**

- ・会場準備、運営及び撤去や後片付けなどの運営については、実施者が責任をもって行ってください。

- ・ 参加に必要な書類（参加可否通知、実施計画及び各種届出等のコピー、許可証）を持参してください。
- ・ プログラム実施にかかる必要機材（利用者や使用するテーブル・椅子を含む）は、すべて実施者側で準備、設営及び撤収などを行ってください。
- ・ 利用場所は公共空間であることから、設営及び撤去作業、運営時には周辺の交通の妨げにならないこと、あらかじめ決められたルールや条件を守ることに十分に注意するとともに、必ず許可された時間内で準備・撤去を終えてください。
- ・ 日を跨ぐ場合においても、原則、必要機材は撤去してください。撤去が困難であるため残置したいなど、個別の要望がある場合は、事前にご相談ください。
- ・ 実施期間中（設置から撤去）は付近のゴミや清掃も含め、周辺美化を励行してください。
- ・ 貴重品などは、自己管理にてお願いいたします。
- ・ のぼりの設置などはお控えください。また、過度、あるいはバラバラの色彩のチラシやサインの設置などをご遠慮ください（単色を基調としたサインを推奨します）。
- ・ 什器、電源、水、火気等の使用にあたっては、必ず実施計画へ記載したとおりに実施してください。
- ・ やむを得ず実施計画と変更する内容がある場合は、速やかに事務局へ連絡してください。

## **(2) 搬入・搬出**

- ・ 搬入や準備の開始・終了時、搬出及び片付けの開始・終了時には、事務局に確認を受けてください。
- ・ 事務局では荷下ろしスペース等の準備や確保等を行いません。周辺の交通ルールやマナーを遵守し、通行の妨げにならないように速やかに作業を行ってください。
- ・ 駐車場については、地下駐車場や周辺のコインパーキング等をご利用ください。路上駐車や無断で他の駐車場に駐車することは禁止です。
- ・ 車道通行止め区間において複数の出店等を伴う実施者は、交通安全のため、イベントに来訪される人の動線と搬入・搬出を行う車両が混じらないようにしてください。
- ・ 利用を許可された時間内で、出店者が搬入・搬出する時間帯とイベントの開始時間をあらかじめ定め、その中で個々の出店者が搬入・搬出を行えるように段取りを行ってください。
- ・ 複数のプログラムが隣接する場合、搬入・搬出においては互いに譲り合う、あるいはあらかじめ時間帯を分けておくなどの工夫や調整を実施者間で行ってください。
- ・ キッチンカーや大型の工作物の搬入においては、必要に応じて、誘導員等の配置を行ってください。
- ・ 周辺の道路付属物や舗装、工作物などの施設や一般車両や通行者等に被害等を及ぼさないよう十分注意してください。

- ・ 什器や商品等、すべてのものが飛ばされないよう強風なども想定した十分な対策を行ってください。
- ・ 什器やテントなどの設置や使用方法で危険な状態が見受けられた場合、撤去や中止も含めた改善を指示しますので速やかに対応ください。

### **(3) イベント実施・運営時**

- ・ 接客を伴うプログラムの場合は、無人になることのないようお願いいたします。
- ・ 参加者に何か尋ねられた場合(迷子・落とし物など)は、お近くのスタッフにお声がけいただくか、本部までお越しいただくようお願いください。
- ・ 商品・売上管理、お客さまへのアフターサービス等は、実施者の責任で対応ください。
- ・ つり銭は、実施者でご用意ください。事務局での両替はいたしません。
- ・ 飲食物の提供、火気の利用、音出しなどの行為は、あらかじめ実施計画に記載された場所や出店以外では実施できません。また、物販店における火気の使用も禁止します。(キャンドル等を含む)

### **(4) 什器・貸出品**

- ・ 什器や貸出品を故意に傷つけたりする行為は禁止します。
- ・ 什器や貸出品によって、実施者、参加者及び第三者への被害等が発生した場合、速やかに事務局へ連絡してください。

### **(5) 電気**

- ・ 使用する当日に、メーターボックスの鍵を事務局にて開閉いたします。使用開始時に事務局立ち合いの下、使用してください。また、使用後も事務局立ち合いの下、撤去してください。
- ・ 各実施場所によって使用の条件や電源の容量が異なるため、使用できる容量を調整させていただく場合があります。
- ・ 常設のコンセントボックスから電源を引く予定ですが、コンセントボックスからブースまでのコード等の資材は必ず実施者でご用意ください。
- ・ 転倒防止のため電源コードは養生を必ず行ってください。
- ・ 複数の延長コードやタコ足配線は禁止します。

### **(6) 排水**

- ・ 出店に際して出た汚水は、専用タンクなどでお持ち帰りください。側溝、マスは雨水処理専用であるため、汚水を流すことは禁止されています。

- ・ 公衆トイレ等への汚水（氷等の固形物も含む）の流し込みも禁止となります。

## **(7) トイレ**

- ・ 実施者や出店者等の関係者については、周辺の公衆トイレを使用し、店舗や個人宅のトイレは借用しないでください。また、参加者も公衆トイレの利用をご案内ください。
- ・ 市営の公衆トイレについては、真清田神社境内（2ヶ所）、葵公園横（1ヶ所）、本町サンプラザ（1ヶ所）にあります。また、駅前の地下駐車場入口、一宮駅iビル（各階）などにもあります。その他に利用できるトイレが増えた場合はあらためてご案内します。

## **(8) 喫煙**

- ・ 銀座通り、葵公園、夢織り広場については喫煙禁止区域（終日）です。また、会場となるエリアは、加熱式たばこも含め全面禁煙ですので喫煙する場合は、周辺の喫煙所を利用してください。その他エリアにおいても、喫煙は控えてください。
- ・ 実施者自身はルールやマナーを遵守するとともに、参加者への案内にもご協力ください。

## **(9) ごみ**

- ・ 事務局は、ごみ箱の設置や収集等を行いません。
- ・ 現地で発生したごみは、各プログラムの代表者や出店者等の実施者により適正に処理してください。
- ・ 各ブースで必ずゴミ箱を用意していただき、お客さまにゴミの回収をする旨を伝え、積極的に回収していただくようお願いいたします。

## **(10) 火気の使用（調理を含む）**

- ・ 火気を使用する際には、周囲に可燃物が置かれていないかなど、火事予防に十分配慮するとともに、必ず消火する用具（業務用消火器を推奨）を近くに配置してください。

## 6. 飲食物に関する出店

### (1) 許可申請及び準備物

- ・ 実施計画に記載のないもの、及び保健所に申請した食品以外は当日販売できませんので、販売予定の品目全てをご記入ください。
- ・ 当日は必ず各種許可証を掲示してください。また、実施者は、その写しを事前に事務局まで提出してください。
- ・ 現地で調理をされる方は、以下のものなど保健所の許可通りにご用意ください。
  - 1 蛇口付きの水タンク 18L×2 つ(飲用適の水を入れた状態でお持ちください。)
  - 2 屋根、三方(後方・左・右)の側壁を有する耐水性テント等揚げ物や炒め物など、現地調理で油を使用される方は地面を養生し、地面に汚れが付かないようにしてください。

### (2) 注意点

#### ①調理販売について

- ・ 調理行為に関しては、保健所の基準に則って判断いたします。盛り付け、トッピング、まぜるなどは臨時食品営業許可を申請するなど適切な対応をしてください。許可のない店は、調理行為による販売はできません。
- ・ 食品衛生法、JAS 法に基づく食品表示を順守してください。また、食品を取扱う出店者は、食品衛生法を遵守し、事前に保健所などへの指導を仰ぎ、食中毒などの事故を防止してください。
- ・ 火器を使用する場合は、安全に注意し、必ず消火器を配備してください。
- ・ 現場で焼く、煮る、揚げる、蒸すなど、最終的に加熱して仕上がる料理にしてください。煮込み料理など、事前に加熱調理したのものも、お客様に提供する直前に再加熱することが原則です。生もの(肉、魚、野菜)は提供できません。
- ・ 現場で生鮮食材をカットするのは禁止です。店舗厨房で下処理した食材を持ち込んでいただくほか、カット済の商品をご利用ください。
- ・ 食材の温度管理を徹底してください。食材を常温で保存するのは危険です。特に、気温が高い場合は、必ずクーラーボックス等で保冷を行い、かつ氷や保冷剤などを使用して10℃以下で保存してください。
- ・ アルコールスプレーや除菌シートなど、除菌消毒効果がある備品を用意し、手指や調理器具など、細菌やウイルスが付着しやすい部分をこまめに消毒してください。
- ・ 保健所に申請した食品以外は提供できません。用意した食品が売り切れた場合でも、事前申請していない食品は提供できません。

- ・ 動物性油脂の生クリームは菌が増殖しやすいため、現場での使用は避けてください。
- ・ 現場で泡立てるほか、店で泡立てたホイップクリームも禁止です。ただし、植物性油脂の絞り袋に入っている市販のホイップクリームは安全性が高いので問題ありません。

#### ②アルコール類の販売について（事務局が許可する場合のみ）

- ・ 実験中においても国、県及び市からの各種規制や要請により、販売の制限や禁止措置が生じる可能性があります。
- ・ 取扱いに関する許可等は実施者にて対応してください。
- ・ 未成年禁酒法及び愛知県青少年保護育成条例を遵守し、未成年に販売・提供は禁止です。
- ・ 目視出来る箇所に、必ず年齢確認の張り紙を行い、年齢確認を行ってください。
- ・ 車運転の有無を確認し、車を運転する方への販売は禁止です。※未成年者、車両の運転をしないかを確認の上、販売を行ってください。

#### ③食品表示

- ・ 容器包装に入れられた食品は原則として表示が必要となります。
- ・ 食品表示法に則って表示してください。
- ・ 表示の相談については、製造所、加工所を管轄する保健所にご相談ください。

#### ④アレルギー原因物質を含む食品の表示

- ・ 容器包装された加工食品、食品添加物で、アレルギー物質を含む物については、アレルギー物質の表示を義務化、または推奨となっております。

ア.省令で表示義務化（7品目）：卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに

イ.表示を推奨（21品目）：あわび、いか、いくら、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、もも、りんご、牛肉、豚肉、鶏肉、くるみ、大豆、まつたけ、やまいも、ゼラチン、ごま、カシューナッツ、アーモンド

## 7. 緊急対応

### (1) けが人・急病人発生時

- ・ 会場内で急病人・けが人が発生した場合、迅速かつ適切な処置をとってください。
- ・ 適切な処理の後、速やかに事務局等へ報告してください。
- ・ 軽傷の場合は、同伴者の有無を確認し、事務局等へ報告してください。
- ・ 重症の場合は、同伴者の有無を確認し、状況が深刻な場合（意識不明等）は動かさず、状況に応じて救急車を要請すると同時に事務局等へ報告してください。

【けが人・火災等は 119 番・事故、事件、盗難は 110 番】

### (2) 悪天候、自然災害の対応

#### ①基本方針

- ・ 雨天等による利用中止の判断は、各自でお願いします。なお、中止する場合は、事務局にできるだけ早くご連絡ください。
- ・ 天候回復等により利用可能と思われる場合は、参加者の安全が十分確保できると判断したうえで、事務局へ連絡・確認してください。
- ・ 暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報等が発令された場合、または人命の危険や事故の恐れがある場合は、社会実験は中止です。
- ・ 地震等の自然災害で人命の危険や事故の恐れがある場合は、社会実験は中止です。

#### ②開催の判断

- ・ 各種事情により開催判断が必要な場合、前日までに状況が把握でき、判断できる場合は、開催前日の 19 時に可否について連絡します。
- ・ 前日では判断がつかない場合は、当日の午前 6 時に連絡します。
- ・ 中止の連絡については、申し込み時のメールアドレスにご連絡させていただきますので、各自でご確認をお願いします。

### (3) 盗難発生時の対応

- ・ 出店物等は、出店者が各自の責任において管理することとし、万一の盗難や事故等に対する補償については、事務局は一切の責任を負いません。
- ・ 商品等の盗難（盗難らしき）が発生した場合は、事務局では対応できませんので実施者により判断してください。

#### (4) 拾得物の対応

- ・ 拾得したものは事務局に届けてください。
- ・ 会場内事務局では高価でない拾得物の管理を行い、落とし主が現れた場合は遺失物の特徴を伺い、本人のものと確認できた場合は返却します。
- ・ 事務局で保管し、開催当日の終了時まで申し出がない場合は、警察に届け出ます。

#### (5) 問い合わせ対応

- ・ 出品物に対するクレーム等については、各プログラムの責任において処理するものとし事務局は一切の責任を負いません。
- ・ 会場内でけが、火災、事故、事件、盗難等のトラブルが発生した場合、速やかに通報してください。【けが人・火災等は 119 番・事故、事件、盗難は 110 番】
- ・ 事務局でトラブルの現地状況を確認しますので、事務局へ必ず報告してください。
- ・ 事務局は、会場内での事故・損害等について、主催者の故意、または重大な過失に基づくことを除き一切の責任を負いません。
- ・ 参加中に発生した第三者への損害などの人的損害や利用場所における公共物の破損等の物的損害に対する全ての賠償責任は実施者に帰属しますので当事者である参加者の責任において処理してください。各種保険加入を行うなど事前対応を行ってください。
- ・ クレームは実施者により適切に対応するとともに速やかに事務局へ詳細を報告してください。
- ・ 利用時において、実施者又は実施者の従業員等が損害を受けても、事務局は一切責任を負いません。
- ・ 不測の事故、災害等により利用が不可能となった場合、そのために生じた損害の補償は致しません。

#### (6) 社会実験中の緊急連絡体制

- ・ 不測の事態や事務局との連絡調整が必要な場合は、現場担当者までご連絡ください。\*別添資料 4 緊急連絡体制 参照
- ・ 事務局の現場担当者は、日によって異なりますので、事前に実施者にお伝えします。



## 8. 終了後の報告およびアンケート等への協力をお願い

- ・本社会実験では、まちなかでの賑わい形成の可能性を検証することを目的としていることから、多様なプログラム実施のための特別な許可や沿道関係者の協力を得ることができており、かつ占用料等が減免となっているため、実施に関する使用料や出店料をいただいております。
- ・報道対応等、事務局にて対応すべき事項が発生した場合、速やかに必要な情報を提供いただきますようお願いいたします。
- ・事務局にて社会実験中の風景を写真等で記録し、各種報告や広報で使用する場合があります。別紙の写真撮影・使用承諾書をご確認いただき、必要事項を記入の上、事務局に提出してください。
- ・実施者の方々には事務局が実施する各種アンケートやヒアリング等に協力をお願いします。
- ・実施者により社会実験の結果について必ず報告を行ってください。
- ・報告については、各プログラム終了後1週間以内を目途としてください。
- ・報告事項は、プログラム全体及び出店ごとの概ねの来場者数や参加者数（性別・年代別・時間帯別）、また営利事業の場合には、販売品目と販売個数、更には売上金を出店ブースごとに、事務局作成の「報告書」にてご報告ください。

### 付 則

このガイドラインは、令和5年9月1日から適用

まちなかウォークアブル社会実験 ～ストリートチャレンジ 2023～

E-mail : [info.iwsdp@gmail.com](mailto:info.iwsdp@gmail.com)

主 催：一宮まちなか未来会議

事務局：特定非営利活動法人 志民連いちのみや

協 力：一宮市 まちづくり部 都市計画課